

一般廃棄物処理施設の維持管理計画

施設の維持に関しては、下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

- (1) 施設の処理機能は設計通り合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持します。
- (2) 施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させます。
- (3) 適正な運転管理で公害の発生防止を図ります。

なお、ごみ処理施設の維持管理においては、「廃棄物処理法」、「公害対策基本法」（「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」等）、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守します。

1. 維持管理体制

ごみ処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期に渡り安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分考慮した管理体制を組んで施設の運営に当たります。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行います。

さらに、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的有資格者による施設の適正な維持管理に努めます。

2. 維持管理基準

ごみ処理施設の維持においては、施設からの排ガス、排水、臭気、振動、騒音等による二次公害を防止するため適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期にわたり遵守します。

なお、各種の基準は、各法律の規制によって定められている値とします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第5項の規定、厚生省令（施行規則）第4条第5項の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を（表-1）に示します。

(表-1) 一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用

項目	基準	施設への適用
一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	クレーンに取り付けられた重量計にて、投入ごみ量を把握することにより、施設へのごみの投入が当施設の処理能力を超えないように管理します。
二	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）にあっては、次のとおりとする。	
イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみクレーンによりピット内を攪拌し、ごみ質の均一化を行います。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、施行規則第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	ごみ投入ホッパに投入されたごみにより、燃焼室と外気を遮断し、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる給じん装置にて投入します。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、燃焼室出口温度を 850°C以上に維持します。また、燃焼室内の温度が低下した場合には、助燃バーナ及び再燃バーナを使用します。
ニ	焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	自動燃焼制御装置により、各ストーク速度を適切に管理し、熱しゃく減量を 5%以下とするよう計画しています。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナ及び再燃バーナにより速やかに昇温します。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	炉内燃焼状況をモニターで確認しながら助燃バーナを作動させ、炉内のごみが燃え尽きるまで燃焼させる計画としています。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室に設置した熱電対により連続的に計測し、記録します。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却する	ボイラ・エコノマイザによりろ過式集じん器入口温度を 200°C以下に冷却します。

項 目	基 準	施設への適用						
	<p>ことができる場合にあつて、この限りでない。</p>							
リ	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>ろ過式集じん器入口に設置した熱電対により連続的に計測し、記録します。</p>						
ヌ	<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ボイラ水管及びエコノマイザに堆積したばいじんはスートブローにより定期的に除去する計画としています。</p> <p>また、ろ過式集じん器に堆積したばいじんはパルスジェット方式により自動で除去する計画としています。</p>						
ル	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りではない。</p>	<p>自動燃焼制御装置にて4時間平均30ppmを遵守するよう運転します。</p>						
ヲ	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>分析計にて煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素を連続的に測定し、かつ、記録するよう計画しています。</p>						
ワ	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が下表の左欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の右欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <p>【表】</p> <table border="1" data-bbox="300 1787 821 1937"> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 1787 560 1839">4t/h 以上</td> <td data-bbox="560 1787 821 1839">0.1ng/m³</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1839 560 1890">2t/h 以上 4t/h 未満</td> <td data-bbox="560 1839 821 1890">1ng/m³</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1890 560 1937">2t/h 未満</td> <td data-bbox="560 1890 821 1937">5ng/m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>ダイオキシン類の濃度は、環境大臣の定める方法により算出されたものとする。</p>	4t/h 以上	0.1ng/m ³	2t/h 以上 4t/h 未満	1ng/m ³	2t/h 未満	5ng/m ³	<p>自動燃焼制御装置及び排ガス処理設備により、煙突から排出されるダイオキシン類濃度を、0.05ng-TEQ/m³_N以下(乾きガス基準 O₂=12%換算値)となるよう計画しています。</p>
4t/h 以上	0.1ng/m ³							
2t/h 以上 4t/h 未満	1ng/m ³							
2t/h 未満	5ng/m ³							

項 目	基 準	施設への適用	
二	カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類濃度については年1回以上、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素は年6回以上、硫黄酸化物は年2回以上、水銀は年3回以上測定し、記録する計画としています。
	ヨ	排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス処理設備にて適正な排ガス処理を行うことで、公害防止基準値以下になるよう計画しています。
	タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	（当該施設は該当しない）
	レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、施行規則第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、ばいじんは飛灰貯留槽、焼却灰は灰ピットに貯留します。
	ソ	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	（当該施設は該当しない）
	ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	（当該施設は該当しない）
	ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん、薬剤及び水を均一に混合することができる混練機を設置します。また、セメント原料として未処理で場外へ搬出できる設備も設けます。
	ナ ～ ケ	固形燃料・・・(略)	（当該施設は該当しない）
	フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	ごみピットに設置された消火装置（放水銃）及び火災検知装置にて監視・消火を行うほか、消防法令に準拠し各種消火設備を備えます。

項目	基準	施設への適用
三	ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設・・・(略)	(当該施設は該当しない)
四	ばいじん又は焼却灰の処理施設・・・(略)	(当該施設は該当しない)
五	高速堆肥化処理施設・・・(略)	(当該施設は該当しない)
六	破碎施設・・・(略)	(当該施設は該当しない)
七	ごみ運搬用パイプライン施設・・・(略)	(当該施設は該当しない)
八	選別施設・・・(略)	(当該施設は該当しない)
九	固形燃料化施設・・・(略)	(当該施設は該当しない)
十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみピット内空気を燃焼用空気として用いたり、休炉時には脱臭装置で吸引・処理したりすることで内部を負圧にし、粉じんの飛散・悪臭の発散を防止します。また、プラットホーム出入口に設けたエアカーテンを使用しパッカー車の出入りの際の、粉じんの飛散・悪臭の発散を防止します。
十一	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	薬液噴霧設備により、ごみピットへ防虫剤の噴霧を行うことにより、蚊・はえ等の発生防止に努めます。また、プラットホームに散水し、構内の清潔を保持します。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	建屋内の騒音・振動が外へ伝播しないよう、必要時以外は扉等を開けないよう努めます。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	排水は、排水処理を行った上で一部所内再利用し余剰水を下水道放流します。その水質は下水道法施行令及び太田市下水道条例に定める排除基準を満足するものとしします。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	日常点検、定期的に補修整備を実施し、設備機能の保持に努めます。 ばい煙については定期的な測定を実施する計画としています。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	施設の維持管理は運営委託を行い、太田市外三町広域清掃組合の指揮のもとタクマテクノス(株)にて行う計画としています。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	運転データ、補修点検・補修整備等で得た各機器計測データ等を記録し、3年間保存する計画としています。